

発議第 2 号

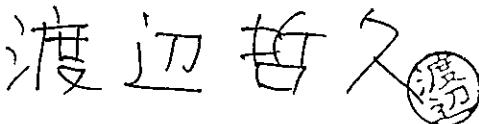
監査請求に関する決議案

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 3 年 3 月 3 日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員

提出者 渡辺哲久


賛同者 三輪 実希子


賛同者 森内 哲也


監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

三宅町放課後児童健全育成事業の委託業者選定のための審査委員会の審査過程

2 監査結果の報告期限

令和3年5月3日まで（監査委員への請求の2ヶ月後）

（理由）

令和2年10月27日、三宅町放課後児童健全育成事業（学童保育）の委託業者選定がプロポーザル方式で行われ、審査委員会の審査により株式会社クオリスが選ばれた。

町民が行った情報開示請求により、採点の集計表が三宅町より開示された。

1位 株式会社クオリス	516点
2位	513点
3位	498点

1. 開示された採点の集計表では、以下の採点が見られた。

審査委員B氏の採点のうち、他の審査委員の採点と極端な開きのある採点があった。

「1 業務実施方針」（人権）

2位の事業者の点数が10点満点の2点
（他の審査委員の採点は4名が8点、1名が6点）

「2 業務受託体制」

2位の事業者の点数が10点満点の4点
（他の審査委員の採点は3名が8点、2名が6点）

2. 採点の結果は僅差であり、三宅町職員が行った採点の集計は正確さをより求められる。集計作業において、各審査委員の採点表の手書き文字の読み取りに間違いがなかったか、それを職員が集計表に正しく転記できているか精査をしていただきたい。

しかし、情報公開請求を行った町民に対して三宅町担当者は「ひとりひとりの採点表は、集計表に転記したあと廃棄した」と答えており、集計表に間違いがないか直ちに確認することができなくなっている。

これはプロポーザル方式による委託業者選定の公正さを証明する根拠となる公文書を廃棄してしまった行為である。

3. 公正さを証明できない事態になっているので、議会として、以下の2点について監査請求を行う。

第1点 この集計表は、個々の審査委員の採点結果を正しく反映しているのかどうか。

証拠書類である個々の採点表が廃棄されてしまっている以上、審査委員による採点、その集計、審査結果の発表の全過程を精査することでしか真偽を確かめられない。

審査委員は、どこで採点表に記入し、誰に提出したのか

集計表は、誰がどこでどのように作成したのか

集計の作業は、審査委員の面前で行うなど、不正の余地のない方法で行われたのか

審査委員は、集計表に記載された点数が各審査委員が採点した結果と一致していることを確認したか

審査結果は審査委員に対して、どのような場で、どういう方法で発表されたのか

第2点 採点表はどのような過程を経て廃棄されたのか

採点表の廃棄は誰が発案し、誰が許可したのか

誰が、どこで、どのようにして廃棄したのか

関わった職員に、採点表が重要な公文書であるとの自覚はなかったのか

三宅町において公文書管理はいかなる規定に基づいて行っており、正しく運用されているのか

【添付資料】

町民の情報開示請求により開示された「集計表」

三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例（平成30年4月1日 条例第11号）

【参考資料】

「集計表」を、審査員別に並べ替えたもの

表計集

○三宅町公募型プロポーザル方式等による委託業務事業者選定委員会設置条例

平成30年4月1日

条例第11号

(設置)

第1条 町が発注する高度な技術又は専門的な知識を必要とする業務(以下「業務」という。)の契約に当たり企画又は技術に関する提案を公募により求め、提案内容及び業務遂行能力が最も優れた者(以下「最優秀提案者」という。)を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、三宅町公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長、教育委員会、又は水道事業管理者(以下「町長等」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) プロポーザル実施要領に関すること。
- (2) 最優秀提案者を決定するための審査基準に関すること。
- (3) 企画又は技術に関する提案書等の審査及び評価に関すること。
- (4) 最優秀提案者の決定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 外部委員として、学識経験を有する者若しくはその他の高度な技術又は専門的な知識を有する者
- (2) 町職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から公募型プロポーザル方式による業務に係る審査が終了するまでの期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、最初に行う会議は、町長等が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもつて充てる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、公募型プロポーザル方式による業務の発注を行う課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

集計表(審査員別)

No	審査項目	評価項目	小計													
			A	B	C	D	E	F	▲	○	▲	○	▲	○		
1	業務実施方針	・学童保育クラブの役割を明確し、児童の人格に配慮したうえで事業を運営できるか。	8	6	8	2	6	8	8	8	8	8	6	6	40	
2	業務実績	・学童保育クラブの業務実績があるか。 ・同様または類似業務(児童保育施設、社会福祉施設等)における実績があるか。	8	6	6	8	6	6	6	6	10	8	6	10	42	
3	業務受託体制	・業務を受託するうえでの体制が整備されているか。 ・業務開始時期までの引継ぎ体制や職員の指導的	8	4	8	4	6	8	6	6	8	8	6	6	46	
4	提案内容の実現性	・学童保育クラブを円滑に運営できるような、学校、家庭及び所管課との連携方法の実現性になつてあるか。	8	6	6	6	6	6	6	6	8	8	6	6	42	
5		・学童保育クラブの活動時間内において、児童が心豊かでのびのびと活動ができるような遊びや学習の体験等の実現性。	8	6	6	6	6	8	6	6	10	10	8	8	48	
6		・複合施設の運営方針に基づき、具体的で実現可能なものが複合施設、交流会等。	8	6	6	6	6	6	6	6	8	8	8	10	44	
7		・職が児童に対する育成の支援及び対応方法及び対応方法の選択が具体的に示されているか。	8	6	4	6	6	8	6	6	10	10	8	8	42	
8		・保護者や児童の意見、要望を踏まえた放課後児童健全育成事業の付加サービス機能の実現性はあるか。	8	6	6	6	6	8	6	6	6	8	8	4	40	
9	支店員等の置用及び指導体制	・運営管理者及び必要な支援員が適正に配置されているか。	4	3	4	3	3	3	3	3	4	4	4	5	24	
10		・学童保育クラブを継続的・安定的に運営できるように、職員の勤務態勢を時期に応じて配置できるものに	4	3	4	3	3	3	4	3	4	4	3	5	23	
11		・人材を適正数確保できる見込みがあり、人材の育成や研修体制が具体的なものであり、実現可能なものの実現可能性の実現性。	4	3	4	2	2	3	4	4	4	4	4	5	23	
12		・熱中症やアレルギーなどの児童の健康管理に関する取組が具体的であり、実現可能なものが。また、次回の登録などでの事故や不審者の侵入などの防止や安全対策を実現する具体的な仕組みが提案されているか。	4	3	3	3	3	4	3	3	4	4	4	3	25	
13		・児童の怪我などの事故や不審者の侵入などの防止や安全対策を実現する具体的な仕組みが提案されているか。	4	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	5	22	
14	危機管理体制	・危機管理体制が整備されており、その内容は具体的で実現可能なものか。 ・危機管理体制の対応体制が具体的であり、防災対策及び災害時の対応体制が具体的であり、	4	4	2	3	3	3	4	3	2	4	4	4	23	
15		・集中豪雨などの豪雨による取り組みが具体的で実現可能なものか。 ・施設の衛生管理及び環境への配慮に対する取り組みが具体的で実現可能なものか。	4	2	2	3	3	4	2	3	4	3	5	4	20	
16	提案価格	提案価格は、提案内容に見合う金額に算定されているか(3×(1-(児童額/提案額度額)))	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	18	
各委員毎の合計(120点満点)			95	70	75	65	73	78	84	75	72	93	100	94	96	516
順位			1位	2位	3位		1	2	1	2	3	2	3	2	0	
総合計(720点満点)			○社 513			▲社 498			(株)クオリス 516							
審査員の構成(6名)			1位を受けた審査員	A	C	D	B	E	F	B	E	F				

元保育園園長
奈良学園大教授
NECGA代表

副町長
イノベーション推進部長
健康子ども局長心得

審査員 3名

有識者 3名